

【震災に関連する助成金】

東日本大震災に伴い経済的な事情によって事業活動が縮小した場合に申請できる雇用調整助成金または中小企業緊急雇用安定助成金の受給要件が緩和されました。

そもそも雇用調整助成金とは、景気の変動や産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために一時的に休業を行い給与の6割以上の休業手当を支払った場合に、休業手当の2/3から3/4に相当する額が助成金として支払われるというものです。同様に社員数300人以下の中小企業には中小企業緊急雇用安定助成金という名称で休業手当の4/5から9/10に引き上げられた額で支給されます。

この助成金を申請するにあたっては「最近3ヵ月間の生産量、売上高等がその直前の3ヵ月または前年同期と比べ5%以上減少している」という事業活動の縮小要件が必要ですが、震災による要件緩和が行われています。

- ①青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所
- ②災害救助法適用地域に所在する事業所と総事業量等に占める割合が1/3以上の経済的関係を有する事業所
- ③計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所

要件緩和

最近1ヵ月間の生産量、売上高等がその直前の1ヵ月または前年同期と比べ5%以上減少

震災後1ヵ月間の生産量、売上高等がその直前の1ヵ月または前年同期と比べ5%以上減少する見込み

以下の場合に活用ができますのでご参考下さい。

- 交通手段の途絶により社員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がないなどのため事業活動が縮小した場合
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農作物の売り上げが減少した場合
- 計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合